

# 防府市犯罪被害者等の支援に関する検討会設置要綱

令和4年2月7日制定

## (設置及び目的)

第1条 防府市における犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族を支援するための施策について、被害者支援団体や被害者遺族等との意見交換を通じて検討を進めることを目的に、防府市犯罪被害者等の支援に関する検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

## (組織)

第2条 検討会は、別表に掲げる機関・団体等から選任した会員で組織する。

2 会員の任期は、委嘱日から令和5年3月31日までとする。

## (運営)

第3条 検討会は、事務局が招集する。

2 検討会の進行は事務局が行う。

3 検討会は、必要に応じて会員以外の者の出席を求めて意見を求めることができる。

## (秘密の保持)

第4条 会員は、検討会で知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

## (事務局)

第5条 検討会の事務局は、防府市健康福祉部社会福祉課人権推進室とする。

2 検討会の庶務は、防府市健康福祉部社会福祉課人権推進室において処理する。

## 附 則

この要綱は、令和4年2月7日から施行する。

別表

「防府市犯罪被害者等の支援に関する検討会」名簿

区分	所属
犯罪被害者遺族	犯罪被害者遺族
司法関係団体	山口県弁護士会
早期援助団体	(公社) 山口被害者支援センター
行政機関	防府警察署 防府市役所OB